

北海道地球温暖化防止対策条例「施行規則」の概要

1 「事業活動」に係る主な改正内容

■事業者温室効果ガス削減等計画書及び実績報告書に係る見直し

対象事業者

- ・計画書を提出する対象事業者を拡大（自動車運送事業者）
トラック・バス 200→100 台以上、タクシー 350→150 台以上
～全国と比べ運輸部門の排出量が高い現状から取組を強化～

報告期限

- ・12月末日から7月末日※に変更
～国への報告期限と整合を図り、報告に係る負担を軽減～

記載項目

- ・排出量の削減等の目標の項目を追加
- ・再生可能エネルギーの導入目標や目標を達成するための措置の項目を追加
～自社の排出削減につながる必要な他社の情報を記載項目として追加～

■事業者排出量簡易報告書の創設

【簡易に排出量の把握や報告できる仕組みを創設することで、中小事業者の取組を促進】

記載項目

- ・排出量の削減や再エネ導入のための取組の項目を規定（任意記載項目）
- ・匿名での公表の希望の有無の項目を規定



条本文で規定：排出した温室効果ガスの量

◇関係団体からのご意見やアンケート結果を踏まえ、事業者の方々が取り組みやすい仕組みに改善

- ・エネルギーの種類を選択し、使用量を入力して、排出量を算出可能
- ・WEB上の電子システムでの報告が可能
- ・効果的な取組事例やグラフの活用などわかりやすい形で結果を公表 など

◇制度活用に向けた取組促進の誘導策

- ・低利の融資制度創設による取組への支援
- ・ゼロカーボンチャレンジャー事業者へのインセンティブの充実 など

2 「機械器具」・「建築物」・「再エネ」に係る主な改正内容

機械器具	■特定機械器具の省エネルギー性能情報の表示等に係る見直し <table border="1"><tr><td>主な内容</td><td>・照明器具、給湯器を対象器具に追加 ・これまでの「5台以上陳列するものに限る」要件を撤廃</td></tr></table>	主な内容	・照明器具、給湯器を対象器具に追加 ・これまでの「5台以上陳列するものに限る」要件を撤廃
主な内容	・照明器具、給湯器を対象器具に追加 ・これまでの「5台以上陳列するものに限る」要件を撤廃		
建築物	■建築物環境配慮計画書に係る見直し <table border="1"><tr><td>主な内容</td><td>・「修繕・模様替」、「建築設備の設置・改修」を対象行為から除外 ・再生可能エネルギーの導入のための措置の記載項目を追加 ・地域材の利用の有無の記載項目を追加</td></tr></table>	主な内容	・「修繕・模様替」、「建築設備の設置・改修」を対象行為から除外 ・再生可能エネルギーの導入のための措置の記載項目を追加 ・地域材の利用の有無の記載項目を追加
主な内容	・「修繕・模様替」、「建築設備の設置・改修」を対象行為から除外 ・再生可能エネルギーの導入のための措置の記載項目を追加 ・地域材の利用の有無の記載項目を追加		
再生可能エネルギー	■再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書に係る見直し <table border="1"><tr><td>主な内容</td><td>・「一般送配電」、「登録特定送配電」各事業者を対象事業者から除外 ・報告期限を6月1日から7月末日※に変更 ・調達する電気の電源構成の記載項目を追加（報告書関係） ・道内の再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量の記載項目を追加（報告書関係）</td></tr></table>	主な内容	・「一般送配電」、「登録特定送配電」各事業者を対象事業者から除外 ・報告期限を6月1日から7月末日※に変更 ・調達する電気の電源構成の記載項目を追加（報告書関係） ・道内の再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量の記載項目を追加（報告書関係）
主な内容	・「一般送配電」、「登録特定送配電」各事業者を対象事業者から除外 ・報告期限を6月1日から7月末日※に変更 ・調達する電気の電源構成の記載項目を追加（報告書関係） ・道内の再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量の記載項目を追加（報告書関係）		

※【令和5年度における報告期日の特例】

制度変更の周知期間を設けるため、7月末日としている提出期日を10月1日とします。
（簡易報告書についても同様）